

案内図板チェック表

| | |
|-----------|--|
| 届出担当者等連絡先 | |
|-----------|--|

| |
|------|
| 許可番号 |
|------|


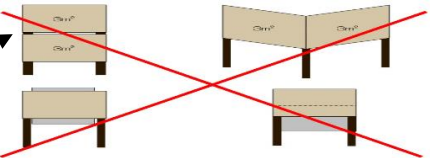
★特別規制地域で案内図板を設置する場合

★後退距離規制地域で自家広告物以外の野立広告物を設置する場合

※焼津市では静岡県屋外広告物条例を運用しております。案内図板の詳細な説明につきましては、静岡県ホームページ「野立て案内図板設置の手引き～設置許可の基準と考え方～」を参照してください。

規則による基準

下記の表の該当箇所へ✓願います。また、「※」箇所への記入も願います。なお、該当がない箇所は「-」を記入願います。

| 確認書類 | 基準 | | 申請者✓ | 焼津市✓ |
|------|--|--|------|------|
| 位置図 | 定義 | 事業所等が主要な道路に接していない等のやむをえない場合に、事業所へ案内・誘導するものである ※幹線道路沿いに立地している事業所への案内図板を、その幹線道路に掲出できない  | 確認 | 確認 |
| | 距離 | 設置場所から事業所等の敷地までの道のりは 10 km 以内 ※【距離： km】 | | |
| 写真等 | 相互間距離 | 相互間距離は、左右方向に 50 cm 以上、前後方向に 5m 以上離す | | |
| | 高さ | 高さは地上 5m 以下 ※【高さ： m】 | | |
| | 面積 | (特別規制) 片面 3 m ² 以内 ※【縦 m×横 m= m ² 】 | | |
| | | (後退規制) 片面 5 m ² 以内 ※【縦 m×横 m= m ² 】 | | |
| | | ※裏にも表示する場合は、表と同形状のものをぴったりくっつけて表示していること (特別) 一面 3 m ² ×3 m ² は NG 1.5 m ² ×1.5 m ² なら OK (後退) 一面 5 m ² ×5 m ² は NG 2.5 m ² ×2.5 m ² なら OK  | | |
| | 矢印表示 | 地図又は矢印が表示されている 幹線道路沿いに事業所がある場合、直進で誘導していない | | |
| | 写真・絵 | 案内表示の面積は、全体の 1/3 以上 ※【全体の面積 m ² 】 ※【案内表示面積 m ² 】 ※案内表示とは、案内広告に表示された地図・矢印・設置場所から事業所までの距離、案内又は誘導を目的とした表示のこと | | |
| | | 写真・絵（イラスト・商標等）の面積は全体の 1/3 以下 ※【イラスト面積 m ² 】 写真や絵に重ねて、文字・地図・矢印が表示されていない | | |
| | 地の色彩 | 彩度 8 以下、明度 3 以上 ※【彩度： 以下】 ※【明度： 以上】 ※案内広告の地とは、文字・地図・矢印、写真及び絵以外の部分 | | |
| 電飾設備 | 動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く）が使用されていない | | | |
| 協同看板 | (特別規制) 片面 10 m ² 以内、1 者あたり 2 m ² 以内 | | | |
| | (後退規制) 片面 15 m ² 以内、1 者あたり 3 m ² 以内 裏にも表示する場合は、表と同形状のものをぴったりとつけて表示しており、裏も 5 者以上の協同看板である | | | |

| | | | | |
|-----|--|----|--|-----|
| 審査印 | | 結果 | | 可・否 |
|-----|--|----|--|-----|